



良いニュースだが、なお問題が —低賃金研究所報告—

「The New Review」から
宇和川 邁 訳

最低賃金が導入されてから最初の新賃金調査は、少なからず勇気づけられる動向や注意を払う必要のある領域をしめしている。低賃金研究所は報告する。

今年の新賃金調査は、長い間、われわれが見ることのなかった重要なものをふくんでおり、良いニュースである。数年にわたる不況の後、男性と女性の間の賃金格差は目立って縮小した。

このことだけではなく、最も賃金の低い労働者と最も賃金の高い労働者の間で増大していた賃金格差は安定化した。実際、10分位最低位の週賃金は、僅かではあるが10分位最高位のそれよりも上がった(3.7%に比べ4.3%)。

このことについての明白な理由は、1999年の新賃金調査は最低賃金の到達段階を反映しているということである。女性は賃金の最も低い労働者の大多数を構成しているという事実は、時間当たり3.60ポンドに低く設定された最低賃金でさえも、性別格差の縮小に影響をおよぼしているということを表している。

1998年4月と1999年4月の間に、男性の週賃金の上昇が3%であるのに比べ、女性の上昇は5.3%であった。

女性と男性のフルタイムの週賃金における格差の縮小は、1981年と1991年を除く過去20年の他のいかなる年よりも大きかった。

パートタイムで働く女性の最も低い時間賃金や週賃金は、全体の中で最も上昇した。かれらは年間を通して平均6.3%の上昇であり、最低賃金による影

響をほとんど受けなかった男性フルタイムのほぼ2倍であった。

新賃金調査は、パートタイマー、とくに女性や若い人々をきちんとカバーしていない。これは、この調査は源泉課税システムにもとづいており、かれらは週当たり83ポンド以下であるために、しばしば源泉課税システムの外におかれるからである。

このことは、実際には、低い賃金の労働者は、おそらく公式に表示された額よりも多く賃金を手に入れていることを意味している。

様々な職業を見れば勝者と敗者がある。最も低い賃金の一部の職業、とくに女性については劇的といえる上昇であった(表1、2)。

(表1) フルタイムで働く女性の平均時間賃金
1999年4月

職 業	平均賃金 (1999年4月)	変 化 (1999年/1998年)
バーテンダー	4.28(ポンド)	8.4(%)
洗濯人/ドライクリーナー	4.38	2.8
ガソリンスタンド係	4.45	8.8
調理人	4.53	8.6
ウェイトレス	4.62	9.7
配膳助手	4.63	4.8
美容師	4.64	11.8
清掃係	4.64	3.1
精算係	4.73	6.1
保育助手	4.86	6.6

資料出所:新賃金調査 1999年

美容業、それは最低賃金によって最も大きな利益を獲得した部門の一つであるが、美容業の女性の賃金は、1999年4月に至る1年の間にほぼ12%上昇した。次いでウェイトレスは9.7%、女性のバーテ

ンダーおよび調理人はともに8%以上上昇した。

(表2) フルタイムで働く男性の平均時間賃金
1999年4月

職 業	平均賃金 (1999年4月)	変 化 (1999年/1998年)
調理人	4.43(ポンド)	7.3(%)
バーテンダー	4.59	2.5
精算係	4.65	-1.5
ホテルボーイ	4.66	-4.3
ウェ이터	4.77	-1.4
洗濯人/ドライクリーナー	4.87	2.5
配膳助手	4.90	2.3
清掃係	5.15	4.3
農業労働者	5.35	4.1
リフト係/駐車場係	5.45	2.3

資料出所:新賃金調査 1999年

誰もがそうにうまくいっているわけではない。清掃および洗濯業の労働者の平均賃金の上昇は全国平均値以下であった。

興味深いことであるが、男性はこれらの職業の大部分であまり良くなかった。男性と女性の間の賃金格差は、職業市場のより低い賃金の末端においては、傾向的に常に小さい。

最も低い賃金の男性についての平均値は、変化どころか、一部については下がった。多くの職業について、現在、男性の平均値は女性のそれに接近しているが、たとえば調理人の場合には平均値以下である。

賃金格差が縮小することは、女性がキャッチ・アップをまさに断ち切られてきたと考えられる長い期間を経て到達したもので、刺激的なことではあるが、保持されてきた賃金格差の規模の大きさは忘れることなく覚えておく価値がある。

フルタイムで働く労働者の間では、男性の週賃金は442.40ポンドで、女性の326.50ポンドに比べなお35%高い。1998年においてはこの数値は38%であった。

平均時間賃金の格差は当初からより小さいものであったが、あまり縮小していない。この尺度をもとに、男性の賃金は10.68ポンドで、女性の8.71ポンドより22.6%高い。昨年の格差は23.9%であった。

このことは、最低賃金は別として、キャッチ・アップの主な理由の一つは、稼働時間における変化を表している。実際、1999年において、男性の稼働時

間は前年よりも僅かに短縮されたが、女性は同じ状態にとどまっていた。

同様に、最も低い賃金の労働者が最も高い賃金の労働者よりも賃金がより大きく上昇したという変化には勇気づけられるが、その格差はなお非常に大きい。フルタイム賃金の10分位トップの標準である週645ポンド、それは最高位10%の賃金が始まるポイントであるが、なお10分位最低位の標準である週190ポンドの約3.5倍である。

また、10分位最低位にある人々は、10分位トップの人々よりも平均上昇値は大きかったが、かれらの相対賃金にはなお大きな隔たりがある(表3)。このことは、男性においても女性においても違いがない。その格差は過去20年のいかなる年よりも大きい。

(表3) フルタイムで働く全労働者の10分位最高位賃金
に対する最低位賃金の比率
1979年-1999年

年	男 性	女 性
1979	43.05(%)	41.32(%)
81	39.09	39.39
86	34.73	38.27
88	33.08	35.74
90	32.19	34.97
93	30.80	33.31
94	30.93	33.30
95	30.29	32.76
96	29.85	32.61
97	30.23	32.72
98	29.76	32.65
99	29.66	32.52

資料出所:新賃金調査 1999年

表れている大きな変化は、不平等の縮小ではなく、標準である3.60ポンド周辺への低い賃金の労働者の集約化である。変化したのはまさに賃金分布の最下部である。

図1はこのことを明白にしめている。1999年においては、1998年におけるよりも非常に低い賃金の人々、とりわけ時間賃金が2~3ポンドの間の人々はかなり減少したが、労働者の大部分は、現在、3.60ポンドあたりに所在している。

国民統計局は、全使用人の1.9%、約50万人は、その賃金が3.60~3.69ポンドの間にあることを明らかにしている。これは、最低賃金による影響がおよぶことが期待されているすべての人々の4分の1に相当する。

国際・国内動向

新賃金調査から除かれている低い賃金のパートタイマーが含まれるなら、この数値はかなり高くなるとおもわれる。

ある点では、このことは良いニュースと考えられるかも知れない。最低賃金は明らかに影響をおよぼしており、全くばかげた賃金の人々は以前よりも減少している。

他方、一部の職業や部門の範囲において、現行賃金となっている最低賃金の危険を際立たせている。

そのように、多くの使用者が最低賃金は支払うが、それ以上ビター一文も支払わず、それによって賃金引上げのメカニズムを欠くということであれば、多くの人々は何年も、この賃金に固定されることになるだろう。このことは、さもないと、3.60ポンド以上に上がったかも知れない一部の人々を含めることが可能であったであろうが、それらの人々の使用者はこの低い水準を公式に是認されたものとみなしているということである。

この水準にある労働者は、年1回の計画的な賃上げを手にすることはほとんどない。ほとんどは労働組合と雇用者間での労働協約の外におかれ、段階的に増額する賃金体系のもとにあるのはごく少数の人々である。そのように、これらの人々の賃金は、これらの賃金体系にカバーされている多数の労働者の賃金に後れを取る結果になっていく。

1999年をはじめから、われわれは、電話相談にコールしてくる一群の人々と接触をもった。われわれは、何年も賃金の上昇がなかったと言っていた多数の人々が、現在、最低賃金を獲得していることを知った。

かれらは、政府がその賃率を上げるまで、ビター一文多くを手に入れることを期待していなかった。

一部の人々は、賃金審議会が廃止された1993年以来、時期が早まって賃金上がることはなかった。

固定的な最低賃金は、保護すべき人々の賃金の下限となるよりも、むしろ上限となる危険を招く。

賃金分布についてのもう一つの注目すべき事実は、たとえ前年よりも少ないとしても、なお賃金が3ポンド以下の多数の人々を含んでいるとおもわれることである。

このことは、最低賃金の回避手段が広く行き渡っていることを意味するのだろうか？ 残念ながら、われわれは、いまの時点で断言することはできない。公式な数値は、明年のこの時期までは明確な回答を与えないだろう。

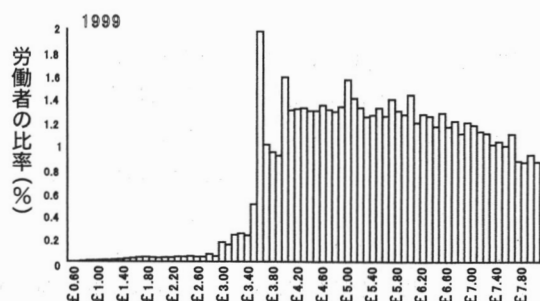
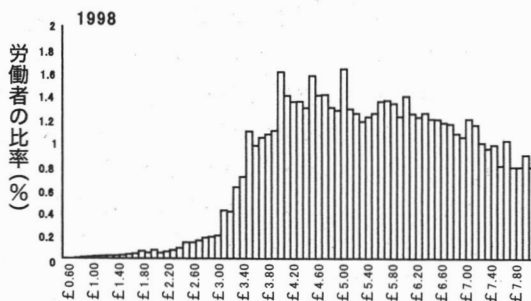
問題は、新賃金調査のフィールド・ワークは1999年4月14日までの期間を基礎としているということである。このことは、4月の間に最低賃金を手にした一部の人々は、かれらの旧賃率にもとづくデーターの中に表れるということの意味している。そしてまた、その数は、見習いあるいは養成工、最低賃金から除かれるその他の人々を含めてもよいと考えられる。

国民統計局は、それぞれ独自に作成される二つの公表資料よりも低い賃金の規模について、より信頼性のある推定値を引き出すために、新賃金調査を労働力調査と統合した。

都合の悪いことに、労働力調査は四半期ごとに実施され、関連四半期は3月から5月であるが、最低賃金の導入期をがっちりと跨いでいる。

さらに、このことは、法律に従っている一部の使用者は、最低賃金が施行される以前に面接調査を受けているために、最低賃金を支払っていない使用者

図1 時間賃金の分布；全成人労働者の賃金



としてデーターの中に表れることを意味している。

統合された調査は、全成人使用人の中の5%、120万人が最低賃金以下という数値をしめしている。

われわれが断言できることは、法定の最低賃金以下である人々の数値は、1998年春と1999年春の間に急激に減少したということである。前年に対応する推定値は8.1% (190万人) である。言い換えれば、この推定値は40%下がったということである。

われわれは、これをガラスの半分は空であると見るべきか、あるいはガラスの半分は満たされていると見るべきかどうかについて断定することは困難である。確かに、イギリスの使用人は、最低賃金を無視してはいないし、賃金階級の最下部にある多数の

人々は明らかに利益を手に入れている。しかし同時に、最低賃金制度の施行を確実にさせるための計画的な努力と協力が広く行われなくてはならない。

より重要なことは、女性や最も低い賃金の人々は、今年の利益は、まず間違いなく1回限りのものだということを知るだろう。今の政府の政策や雇用慣行を変化させることなしに、もしも、われわれが明年のこの時期に報告すべきこのような良いニュースを手に入れるとするなら、それは驚くべきことだろう (Low Pay Unit 発行「The New Review」/1999年11・12月号から)。

(うだがわ・わたる・理事・労働問題研究者)

「見える手——社会開発に責任を負う」 ——国連・社会開発調査研究所 (UNRISD) 報告が大企業の 社会的責任・規制強化を強調

宮前 忠夫

国連の自治機関である社会開発調査研究所 (UNRISD) は2000年6月30日、大企業、とくに多国籍企業に、社会的責任を果たさせるためには外部からの規制が必要であるとする報告書を作成し、同30日、「ジュネーブ2000年フォーラム」で公表した (以下、報告書と呼ぶ)。「ジュネーブ2000年フォーラム」は同地で開催された国連社会開発特別総会と並行して、非政府組織 (NGO) や労働組合などによって開催された。

アダム・スミスによって理論化されて以来、自由主義 (自由放任経済) を唱える人々によって支持されてきた「(神の) 見えざる手 (invisible hand)」が、とくに1970年代にアメリカで復活し、新自由主義と多国籍企業が推進するグローバリゼーションを擁護する理論的支柱の一本となった。そして、いわゆるグローバリゼーションの否定的側面が明らかになり、批判が高まるにつれ、自由主義

者の一部を含む広範な経済関係当事者、関係諸機関、NGOを含む諸組織の間で、グローバリゼーション推進の中核である多国籍企業・多国籍金融資本を中心とする大企業への新たな規制、国家や国際機関の「見える手」、を求める声が強まっている。信頼と責任こそが企業の誘導指標であるとするノーベル経済学賞受賞者アマルティア・センもその一人である。

こうしたなかで提出された今回のUNRISD報告書は、協調的立場からのものという制約はあるとしても、国連機関の報告であることに加え、その内容、タイミングの点で大きな意味がある。そこで、社会的責任論、労働組合運動に関する部分 (章別では第1、5章) を中心に、日本企業への言及にも留意しながら、紹介したい。

なお、本稿の引用文中の〔 〕内は宮前の注、名詞右上の* は原文が複数形であることを——必要に応じて最小限——表示したものである。